

矢崎部品株式会社に対する勧告について

令和 8 年 3 月 3 0 日
公正取引委員会

公正取引委員会は、矢崎部品株式会社（以下「矢崎部品」という。）に対して調査を行ってきたところ、下請法^(注1)第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）^(注2)に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反する事実が認められたので、本日、下請法第7条第3項^(注3)の規定に基づき、矢崎部品に対して勧告を行った（※）。

(注1) 「下請法」とは、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和7年法律第41号。以下「改正法」という。）による改正前の下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）をいう。

(注2) 改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。

(注3) 「下請法第7条第3項」とは、改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる下請法第7条第3項をいう。

※ 下請法は、改正法により改正され、令和8年1月1日から、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（以下「取適法」という。）となった。

本件の製造委託は、改正法施行前になされたものであり、下請法の適用を受けることから、本公表文は下請法上の用語により記載することが適当である場合は下請法上の用語により記載している。改正法施行後になされた製造委託等には取適法が適用され、次のように用語が変更される。

下 請 法	取 適 法
下請代金	製造委託等代金
親事業者	委託事業者
下請事業者	中小受託事業者

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引適正化調査室

電話 03-3581-3374（直通）

ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

1 違反行為者の概要

法人番号	9010401029760
名称	矢崎部品株式会社
本店所在地	東京都港区港南一丁目8番15号
代表者	代表取締役 矢崎 陸
事業の概要	自動車用部品の製造販売
資本金	5000万円

2 みなし親事業者・下請事業者規定（下請法第2条第9項。以下「みなし適用規定」という。）の適用

- (1) 矢崎部品の資本金の額は、令和5年8月頃から令和6年12月までの間、1000万円を超え3億円以下であり、また、この間、資本金の額が3億円を超える法人たる事業者である矢崎総業株式会社（以下「矢崎総業」という。）が矢崎部品の総株主の議決権の全部を有していた。
- (2) 矢崎部品は、令和5年8月頃から令和6年12月までの間に、矢崎総業から自動車用部品（以下「本件製品」という。）の製造の委託を受け、当該本件製品又はこれに用いる部品（以下「本件部品」という。）の製造を法人たる事業者にも再委託しており、当該再委託の額は矢崎総業の矢崎部品に対する委託の額の大部分を占めた。
- (3) 矢崎部品が令和5年8月頃から令和6年12月までの間に資本金の額が1000万円以下の法人たる事業者に対し製造委託をする場合、前記(1)のとおり矢崎部品の資本金の額は1000万円を超え3億円以下であるため、下請法第2条第7項第2号及び同条第8項第2号の規定により、矢崎部品は親事業者にも、当該製造委託を受ける事業者は下請事業者にも該当する。
加えて、本件については、前記(1)及び(2)の事実により、前記(2)の再委託先である法人たる事業者が矢崎総業から直接製造委託を受けるものとするれば同条第8項各号に規定する下請事業者にも該当することとなるときは、みなし適用規定（下請法第2条第9項）が適用されるため、矢崎部品が資本金の額又は出資の総額が1000万円を超え3億円以下の法人たる事業者に対して行った前記(2)の再委託について、矢崎部品は親事業者と、当該再委託を受ける事業者は下請事業者とみなされる。

3 違反事実の概要

- (1)ア 矢崎部品は、令和5年8月頃から令和6年12月までの間に、他の事業者に対し、自社が親会社である矢崎総業から製造を請け負う本件製品及びこれに用いる本件部品の製造を委託した（以下この受託事業者を「本件下請事業者」という。）。
- イ(ア) 矢崎部品が本件下請事業者のうち46名に対して前記アの委託をした

当時、前記 2(1)のとおり矢崎部品は資本金の額が 1000 万円を超え 3 億円以下の法人たる事業者であり、当該 46 名は資本金の額が 1000 万円以下の法人たる事業者であった。

- (イ) 矢崎部品が本件下請事業者のうち 85 名に対して前記アの委託をした当時、前記 2(1)のとおり矢崎総業は資本金の額が 3 億円を超える法人たる事業者であり、当該 85 名は資本金の額又は出資の総額が 1000 万円を超え 3 億円以下の法人たる事業者であった。
 - (2)ア 矢崎部品は、本件下請事業者のうち 84 名との間で取引基本契約書、品質管理基準書等を取り交わし、当該 84 名に対し、委託に係る本件部品の各生産ロットの生産開始品、最終製品等を製造する際、本件部品と同一の物を製品サンプルとして所定の個数を併せて製造し、6 か月間又は 1 年間保管するよう求めていたところ、遅くとも令和 5 年 9 月 1 日以降、当該 84 名に対し、自己のために無償で製品サンプルを製造させ、及び保管させることにより、当該 84 名の利益を不当に害していた。
 - イ 矢崎部品は、本件下請事業者のうち 119 名との間で取引基本契約書、品質管理基準書等を取り交わし、当該 119 名に対し、委託に係る本件製品又は本件部品の製造における作業に関する記録、検査に関する記録、品質不具合に関する記録その他の品質記録に関する帳票類（以下「品質記録帳票類」という。）を書面又は電磁的記録に係る記録媒体（以下「電磁的記録媒体」という。）に記録された電磁的記録の形式で 20 年間等の所定の期間保管するよう求めていたところ、遅くとも令和 5 年 9 月 1 日以降、当該 119 名に対し、自己のために無償で品質記録帳票類を保管させ、及び品質記録帳票類に係る書面を電磁的記録に変換して電磁的記録媒体に記録させることにより、当該 119 名の利益を不当に害していた。
 - ウ 矢崎部品は、本件下請事業者のうち 69 名に対して自社が所有する金型及び治工具（以下「金型等」という。）を貸与していたところ、遅くとも令和 5 年 9 月 1 日以降、当該金型等を用いて製造する本件製品及び本件部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、当該 69 名に対し、合計 5,235 個の金型等を自己のために無償で保管させることにより、当該 69 名の利益を不当に害していた。
- ※ 矢崎部品は、前記ウの金型等について、保管費用の支払に関する手続を進めている。

4 勧告の概要

- (1) 矢崎部品は、本件下請事業者に対し、それぞれ次の額を公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと。
 - ア 前記 3(2)アの 84 名に対しては、本件製品と同一の物を製品サンプルとして製造させ、及び保管させたことによる費用に相当する額
 - イ 前記 3(2)イの 119 名に対しては、品質記録帳票類を保管させ、及び電

磁的記録として電磁的記録媒体に記録させたことによる費用に相当する額

ウ 前記3(2)ウの69名に対しては、金型等を保管させたことによる費用に相当する額

エ この勧告の日までに製品サンプル又は品質記録帳票類を廃棄した前記3(2)アの84名及び同イの119名に対しては、その廃棄に際して当該84名及び当該119名が負担した費用に相当する額

(2) 矢崎部品は、それぞれ次の措置を公正取引委員会の確認を得た上で速やかに採ること。

ア(ア) 前記3(2)アの84名による製品サンプルの全部又は一部の保管が終了する場合にあっては、当該84名に対し、当該製品サンプルの廃棄に際して当該84名が負担した費用を支払うこと

(イ) 今後、中小受託事業者に製品サンプルを製造させ、保管させ、又は廃棄させる場合にあつては、中小受託事業者の利益を不当に害することがないように、これに要する費用の負担に関して中小受託事業者と十分に協議の上書面により合意すること

イ(イ) 前記3(2)イの119名による品質記録帳票類の全部又は一部の保管が終了する場合にあっては、当該119名に対し、当該品質記録帳票類の廃棄に際して当該119名が負担した費用を支払うこと

(イ) 今後、中小受託事業者に品質記録帳票類を保管させ、電磁的記録として電磁的記録媒体に記録させ、又は廃棄させる場合にあつては、中小受託事業者の利益を不当に害することがないように、これに要する費用の負担に関して中小受託事業者と十分に協議の上書面により合意すること

ウ(ウ) 前記3(2)ウの69名による金型等の全部又は一部の保管が終了する場合にあつては、当該69名に対し、当該金型等の廃棄に際して当該69名が負担した費用を支払うこと

(イ) 今後、中小受託事業者にその給付に係る製品の製造に用いる金型等を保管させ、又は廃棄させる場合にあつては、中小受託事業者の利益を不当に害することがないように、これに要する費用の負担に関して中小受託事業者と十分に協議の上書面により合意すること

(3) 矢崎部品は、次の事項を取締役会の決議により確認すること。

ア 前記3(2)の行為は、下請法第4条第2項第3号^(注4)に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反するものであること

イ 今後、自己のために経済上の利益を提供させることにより、中小受託事業者の利益を不当に害さないこと

(4) 矢崎部品は、今後、自己のために経済上の利益を提供させることにより、中小受託事業者の利益を不当に害することがないように、自社の発注担当者に対して取適法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講

ずること。

- (5) 矢崎部品は、前記(1)から(4)までに基づいて採った措置を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。
- (6) 矢崎部品は、前記(1)から(5)までに基づいて採った措置を取引先中小受託事業者に通知すること。
- (7) 矢崎部品は、前記(1)から(6)までに基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告すること。

(注4) 改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。

矢崎部品株式会社に対する勧告（概要①）

製造委託の内容

自動車用部品（ワイヤーハーネスなど＝本件製品）及び本件製品に用いる部品の製造を委託

親会社

子会社

矢崎総業株式会社

自動車用製品の製造委託

矢崎部品株式会社

資本金
31億
9150万円

資本金
5000万円

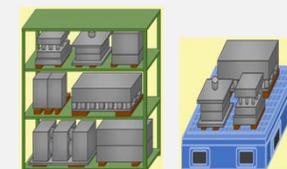
違反行為の概要

矢崎部品は、遅くとも令和5年9月1日以降

- ① 受注者69名に対し、本件製品の発注を長期間行わないにもかかわらず、合計5,235個の金型等を自己のために無償で保管させていた。

※矢崎部品は、金型等の保管費用の支払に関する手続を進めている。

- ② 受注者84名に対し、製造委託した部品と同一の物を製品サンプルとして所定の個数を6か月間又は1年間保管するよう求め、無償で保管させていた。
- ③ 受注者119名に対し、本件製品等の製造における作業記録、検査記録等を書面又は電磁的記録媒体の形式で20年間等の所定の期間保管するよう求め、無償で保管させていた。



※金型保管のイメージ図

受注者

131名



公正取引委員会による勧告の内容（注）

- 下請事業者（受注者）に対し、無償で製品サンプル、品質記録帳票類、金型等を保管させたことによる費用等に相当する額を公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと
- 今後、中小受託事業者に対し、不当な経済上の利益の提供要請を行わないこと等を取締役会の議決で確認すること
- 取適法の遵守体制を整備すること など

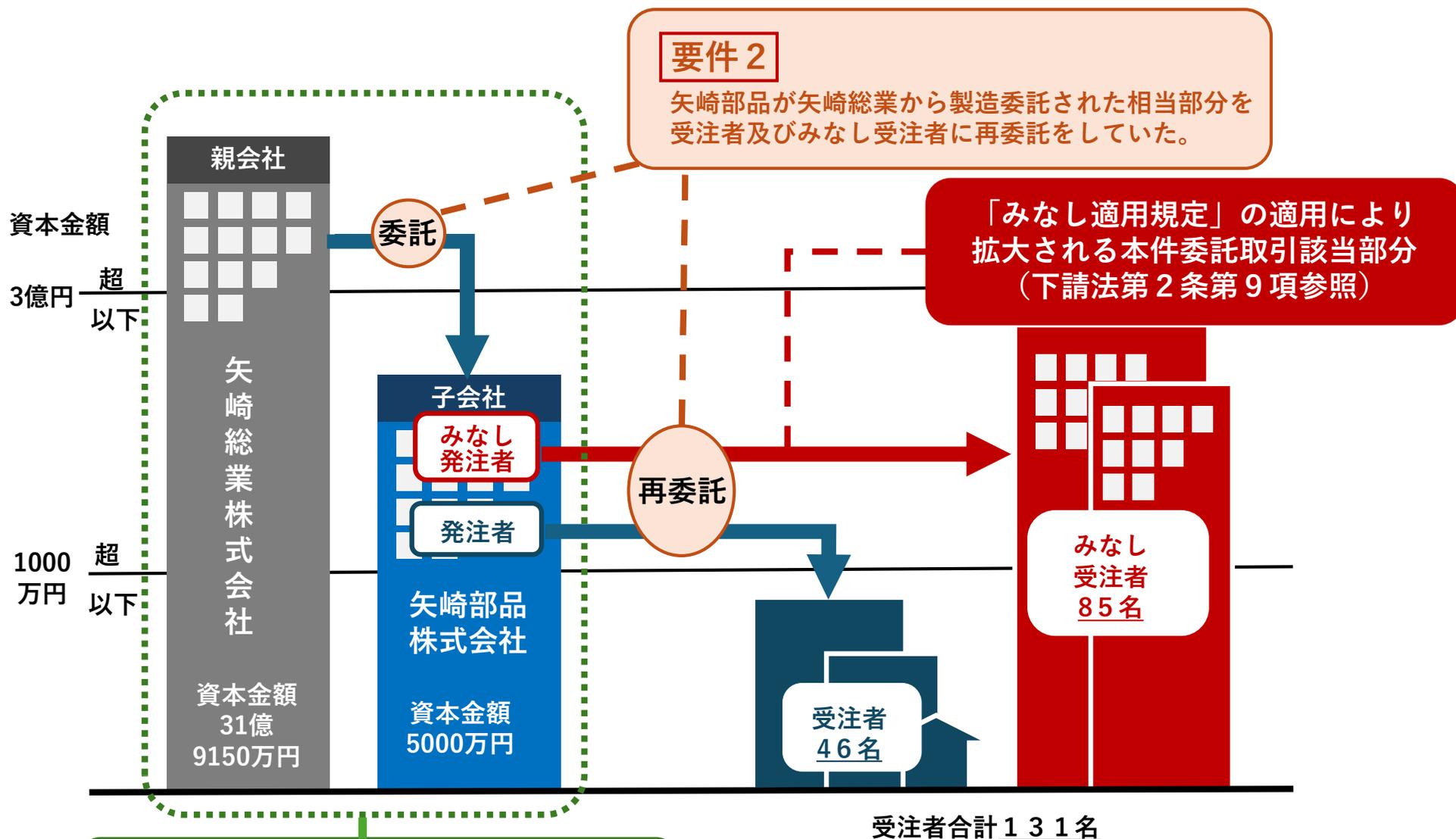
（注）下請法は、令和7年改正により、令和8年1月、取適法と改称された。下請法において「下請事業者」と呼称されていた事業者は、令和8年1月以降になされた製造委託等との関係では「中小受託事業者」と呼称される。

矢崎部品株式会社に対する勧告（概要②）



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

「みなし適用規定」の適用について



要件 1

矢崎総業が矢崎部品の議決権の全部を有し、矢崎部品は矢崎総業の支配を受けている。

1 関係法令の概要

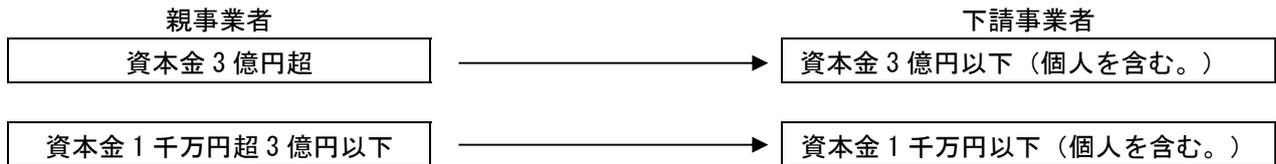
(1) 下請法の概要

○ 目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

○ 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

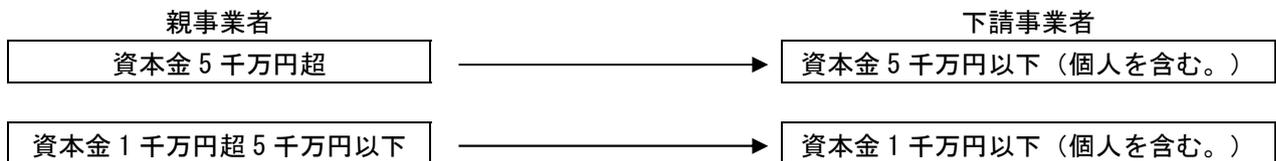
a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム

政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く。）



○ 親事業者の義務（第2条の2、第3条、第4条の2、第5条）及び禁止事項（第4条第1項、第2項）

a. 義務

- (ア) 書面の交付義務（第3条）
- (イ) 書類の作成・保存義務（第5条）
- (ウ) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

b. 禁止事項

- (ア) 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- (イ) 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- (ウ) 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- (エ) 返品禁止（第4条第1項第4号）
- (オ) 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- (ケ) 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- (コ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- (ク) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）

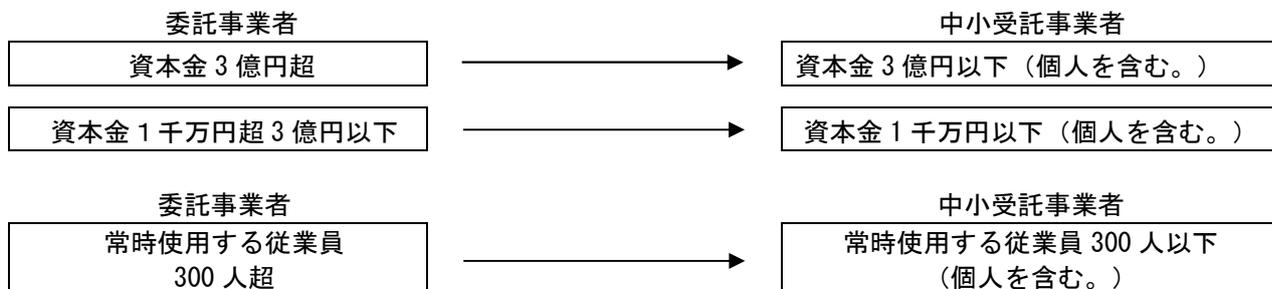
(2) 取適法の概要

○ 目的（第1条）

受託取引の公正化・中小受託事業者の利益保護

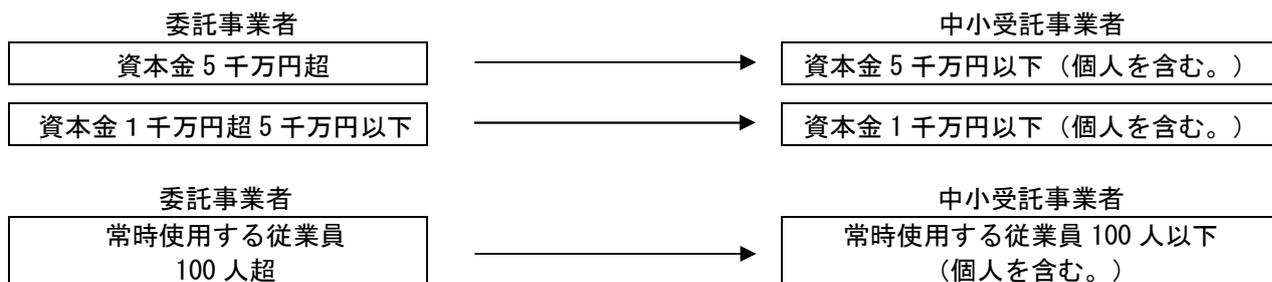
○ 委託事業者、中小受託事業者の定義（第2条第1項～第9項）

a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム
政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く※）



なお、従業員基準については、資本金基準が適用されない場合に適用される。

○ 委託事業者の義務（第3条、第4条、第6条、第7条）及び禁止事項（第5条第1項、第2項）

a. 義務

- (ア) 発注内容等の明示義務（第4条）
- (イ) 書類等の作成・保存義務（第7条）
- (ウ) 代金の支払期日を定める義務（第3条）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第6条）

b. 禁止事項

- (ア) 受領拒否の禁止（第5条第1項第1号）
- (イ) 代金の支払遅延の禁止（第5条第1項第2号）
- (ウ) 代金の減額の禁止（第5条第1項第3号）
- (エ) 返品 of 禁止（第5条第1項第4号）
- (オ) 買ったたきの禁止（第5条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第5条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第5条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第5条第2項第1号）
- (ケ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第5条第2項第2号）
- (コ) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第5条第2項第3号）
- (サ) 協議に応じない一方的な代金決定の禁止（第5条第2項第4号）

2 参照条文

○ 下請代金支払遅延等防止法（抄）

（昭和三十一年法律第二十号）

（定義）

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者に委託することをいう。

2～4 （略）

5 この法律で「製造委託等」とは、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。

6 （略）

7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者に対し製造委託等（情報成果物作成委託及び役務提供委託にあつては、それぞれ政令で定める情報成果物及び役務に係るものに限る。次号並びに次項第一号及び第二号において同じ。）をするもの

二 資本金の額又は出資の総額が千万円を超え三億円以下の法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者に対し製造委託等をするもの

三、四 （略）

8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者であつて、前項第一号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの

二 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第二号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの

三、四 （略）

9 資本金の額又は出資の総額が千万円を超える法人たる事業者から役員の任免、業務の執行又は存立について支配を受け、かつ、その事業者から製造委託等を受ける法人たる事業者が、その製造委託等に係る製造、修理、作成又は提供の行為の全部又は相当部分について再委託をする場合（第七項第一号又は第二号に該当する者がそれぞれ前項第一号又は第二号に該当する者に対し製造委託等をする場合及び第七項第三号又は第四号に該当する者がそれぞれ前項第三号又は第四号に該当する者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託をする場合を除く。）において、再委託を受ける事業者が、役員の任免、業務の執行又は存立について支配をし、かつ、製造委託等をする当該事業者から直接製造委託等を受けるものとするれば前項各号のいずれかに該当することとなる事業者であるときは、この法律の適用については、再委託をする事業者は親事業者と、再委託を受ける事業者は下請事業者とみなす。

10 （略）

（親事業者の遵守事項）

第四条 （略）

2 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号を除く。）に掲げる行為をすることによつて、下請事業者の利益を不当に害してはならない。

一・二 （略）

三 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

四 (略)

(勧告)

第七条 (略)

2 (略)

- 3 公正取引委員会は、親事業者について第四条第二項各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその下請事業者の利益を保護するため必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

○ 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律 (抄)

(昭和三十一年法律第二百十号)

(定義)

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくは専らこれらの製造に用いる金型、木型その他の物品の成形用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又は専らこれらの製造に用いる当該型若しくは工具の製造を他の事業者に委託することをいう。

2～5 (略)

- 6 この法律で「製造委託等」とは、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託及び特定運送委託をいう。

7 (略)

- 8 この法律で「委託事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和三十四年法律第二百五十六号）第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者に対し製造委託等（情報成果物作成委託及び役務提供委託にあつては、それぞれ政令で定める情報成果物及び役務に係るものに限る。次号及び第五号並びに次項第一号、第二号及び第五号において同じ。）をするもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が千万円を超え三億円以下の法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者に対し製造委託等をするもの

五～六 (略)

- 9 この法律で「中小受託事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者であつて、前項第一号に規定する委託事業者から製造委託等を受けるもの
- 二 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第二号に規定する委託事業者から製造委託等を受けるもの

三～六 (略)

- 10 資本金の額若しくは出資の総額が千万円を超える法人又は常時使用する従業員の数が百人を超える法人たる事業者から役員の任免、業務の執行又は存立について支配を受け、かつ、その事業者から製造委託等を受ける法人たる事業者が、その製造委託等に係る製造、修理、作成、提供又は運送の行為の全部又は相当部分について再委託をする場合（第八項第一号、第二号又は第五号に該当する者がそれぞれ前項第一号、第二号又は第五号に該当する者に対し製造委託等をする場合及び第八項第三号、第四号又は第六号に該当する者がそれぞれ前項第三号、第四号又は第六号に該当する者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託をする場合を除く。）において、再委託を受ける事業者が、役員の任免、業務の執行又は存立について

支配をし、かつ、製造委託等をする当該事業者から直接製造委託等を受けるものとするれば同項各号のいずれかに該当することとなる事業者であるときは、この法律の適用については、再委託をする事業者は委託事業者と、再委託を受ける事業者は中小受託事業者とみなす。

11 (略)

(委託事業者の遵守事項)

第五条 (略)

2 委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、次に掲げる行為（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、第一号に掲げる行為を除く。）をすることによつて、中小受託事業者の利益を不当に害してはならない。

一 (略)

二 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

三・四 (略)

○ 下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（抄）

(令和七年法律第四十一号)

附 則

(下請代金支払遅延等防止法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 (略)

2 新支払遅延等防止法第四条、第五条、第六条第二項及び第十条の規定は、この法律の施行後にした新支払遅延等防止法第二条第六項に規定する製造委託等について適用し、この法律の施行前にした第一条の規定による改正前の下請代金支払遅延等防止法（次項において「旧支払遅延等防止法」という。）第二条第五項に規定する製造委託等については、なお従前の例による。

3 (略)